



島根県報

令和5年3月31日（金）

号外第41号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (青少年家庭課) 3

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則 (産業振興課) 4

【告 示】

車両制限令の規定に基づく道路の指定の解除 (道路維持課) 8

公布された条例等のあらまし

◇児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第28号）

1 規則の概要

児童の移動のために自動車を運行するときの乗車及び降車の場合における児童の所在確認の義務化並びに保育所及び児童発達支援センターにあつては、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合における車内の児童の見落としを防止する装置の装備義務化等に伴う様式の整備（様式第23号関係）

2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

◇島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第29号）

1 規則の概要

(1) 設備機器の使用料の新設（別表第1関係）

ア 島根県産業技術センター

設備機器の種類	使用料の額
食品関連機器	
スプレードライ	1時間につき 990円
ビーズ破砕機	1時間につき 270円
恒温恒湿器	1時間につき 70円
照明付インキュベーター	1時間につき 50円
B型粘度計（低粘度）	1時間につき 210円
次世代シーケンサー	1時間につき 3,720円
真空包装機	1時間につき 50円
機械・金属関連機器	
レーザー変位計	1時間につき 50円
静電容量変位計	1時間につき 50円
汎用機器	
遠心分離機	1時間につき 70円
インキュベーター	1時間につき 50円

イ 島根県産業技術センター浜田技術センター

設備機器の種類	使用料の額
食品関連機器	
アクアクッカー	1時間につき 600円
ビーズ破砕機	1時間につき 270円
汎用機器	
糖度計	1時間につき 50円
電子天秤 ^{てんびん}	1時間につき 50円
乾燥器	1時間につき 50円
pH計	1時間につき 50円

(2) 設備機器の使用料の額の改定（別表第1関係）

島根県産業技術センター

設備機器の種類	使用料の額
---------	-------

	改正前		改正後	
	1時間につき		1時間につき	
ガスクロマトグラフタンデム四重極型質量分析装置	1時間につき	2,150円	1時間につき	1,440円
万能試験機	1時間につき	830円	1時間につき	1,360円
放射エミッション測定システム	1時間につき	1,000円	1時間につき	1,100円
伝導エミッション測定システム	1時間につき	700円	1時間につき	640円
妨害電力測定システム	1時間につき	600円	1時間につき	490円
放射イミュニティ試験システム	1時間につき	1,450円	1時間につき	1,690円
伝導イミュニティ試験システム	1時間につき	630円	1時間につき	710円

(3) 次の設備機器の使用料を削除することとした。(別表第1関係)

ア 島根県産業技術センター

インキュベーター(化学関連機器)、遠心分離機(化学関連機器)、冷却遠心機、ジュール熱加熱器、遠心分離機(機械・金属関連機器)及びキャピラリー電気泳動装置

イ 島根県産業技術センター浜田技術センター

電子天秤^{てんびん}(食品関連機器)、pHメータ、水分活性測定装置、バックシーラー、ケルダール窒素分析装置、電気定温乾燥機及び電子天秤^{てんびん}(窯業関連機器)

(4) 分析等に係る手数料の新設(別表第2関係)

ア 調製又は加工

分析等の種類	分析等の内容	手数料の額
酢酸菌の調製		1種類につき 5,760円

イ 機械器具等試験

分析等の種類	分析等の内容	手数料の額
材料試験	引張試験、圧縮試験、曲げ試験	1試料1試験につき 2,060円
	引張試験(伸び計を使用)	1試料1試験につき 3,090円

(5) 島根県産業技術センターが依頼を受けて行う分析等から引張試験、抗折試験、圧縮試験又は曲げ試験を削除することとした。(別表第2関係)

(6) 無機材料試験の内容の改正(別表第2関係)

分析等の種類	分析等の内容	
	改正前	改正後
瓦耐風耐震試験	瓦の引上げ加力試験	瓦の繰り返し又は単調引上げ試験

2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

規

則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸山達也

島根県規則第28号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和27年島根県規則第72号)の一部を次のように改正する。

「注 児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、屋外設備の欄に
様式第23号中「3 職員」を 3 職員

当該自動車を記載すること。 「ウ 安全計画」を
「ウ その他施設の管理についての重要事項」を エ その他施設の管理についての

「シ 安全計画」
「シ 虐待の防止のための措置に関する事項」を ス 虐待の防止のための措置に関する事項 に、
重要事項」に、 ス その他保育所の運営に関する重要事項」を セ その他保育所の運営に関する重要事項」

「(9) 私立の場合は市町村長意見書（当該市町村の要保育児童数の推移を明記）（保育所のみ。）、公立の場合は当該
市町村の要保育児童数の推移の分かる書類（保育所のみ。）」
を

「(9) 私立の場合は市町村長意見書（当該市町村の要保育児童数の推移を明記）（保育所のみ。）、公立の場合は当該
市町村の要保育児童数の推移の分かる書類（保育所のみ。）

(10) 児童の移動のために自動車を運行するときの乗車及び降車の場合における児童の所在を確認する方法が分かる書
類（保育所及び児童発達支援センターにあつては、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合におけ
る当該自動車に備える車内の児童の見落としを防止する装置の内容が分かる書類を含む。）」

に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第29号

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県産業技術センター条例施行規則（平成13年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

「

別表第 1 の 1 の表中	回転式水熱合成装置	1 時間につき	130円	を
	インキュベーター	1 時間につき	50円	
	遠心分離機	1 時間につき	60円	

」

「

回転式水熱合成装置	1 時間につき	130円	に、
-----------	---------	------	----

」

「

液体クロマトグラフ質量分析装置	1 時間につき	1,860円	を
冷却遠心機	1 時間につき	70円	

」

「

液体クロマトグラフ質量分析装置	1 時間につき	1,860円	に、
-----------------	---------	--------	----

」

「

遠心脱水機	1時間につき	50円
ジュール熱加熱器	1時間につき	360円

を

」

「

遠心脱水機	1時間につき	50円
-------	--------	-----

に、「2,150円」を

」

「

「1,440円」に、

クリーンベンチ	1時間につき	60円
---------	--------	-----

を

」

「

クリーンベンチ	1時間につき	60円
スプレードライ	1時間につき	990円
ビーズ破砕機	1時間につき	270円
恒温恒湿器	1時間につき	70円
照明付インキュベーター	1時間につき	50円
B型粘度計（低粘度）	1時間につき	210円
次世代シーケンサー	1時間につき	3,720円
真空包装機	1時間につき	50円

に、

」

「

液体クーラー	1時間につき	50円
遠心分離機	1時間につき	50円

を

」

「

液体クーラー	1時間につき	50円
--------	--------	-----

に、

」

「

3次元CAD（SolidWorks）システム	1時間につき	60円
キャピラリー電気泳動装置	1時間につき	660円

を

」

「

3次元CAD（SolidWorks）システム	1時間につき	60円
------------------------	--------	-----

に、

」

「

1時間につき	830円	を	1時間につき	1,360円	に、
--------	------	---	--------	--------	----

」

」

「

マルチカラーレーザ同軸変位計	1時間につき	50円
----------------	--------	-----

を

」

「

マルチカラーレーザ同軸変位計	1時間につき	50円
----------------	--------	-----

レーザー変位計	1時間につき	50円
静電容量変位計	1時間につき	50円

に、「1,000円」を

」

「1,100円」に、「700円」を「640円」に、

1時間につき	600円
1時間につき	1,450円

を

1時間につき	490円
1時間につき	1,690円

に、「630円」を「710円」に、

」

」

「

超音波洗浄機	1時間につき	50円
--------	--------	-----

を

」

「

超音波洗浄機	1時間につき	50円
遠心分離機	1時間につき	70円
インキュベーター	1時間につき	50円

に改め、同表の2の表中

」

「

1 食品関連機器		
電子天秤 ^{てんびん}	1時間につき	50円
pHメータ	1時間につき	50円
水分活性測定装置	1時間につき	50円

を

」

「

1 食品関連機器

に、

」

「

アイスクリームフリーザー	1時間につき	110円
パックシーラー	1時間につき	70円

を

」

「

アクアクッカー	1時間につき	600円
アイスクリームフリーザー	1時間につき	110円

に、

」

「

セラミックマッフル炉	1時間につき	50円
ケルダール窒素分析装置	1時間につき	80円

を

」

「

セラミックマッフル炉	1時間につき	50円
------------	--------	-----

に、

」

「

製粉装置	1時間につき	50円
------	--------	-----

を

」			
製粉装置	1時間につき	50円	に、
ビーズ破砕機	1時間につき	270円	
」			
「			
2 窯業関連機器			を
電気定温乾燥機	1時間につき	50円	
」			
「			
2 窯業関連機器			に、
」			
「			
乾式ボールミル	1時間につき	200円	を
電子天秤 ^{てんびん}	1時間につき	50円	
」			
「			
乾式ボールミル	1時間につき	200円	に、
」			
「			
照明測定室	1時間につき	50円	を
」			
「			
照明測定室	1時間につき	50円	に改める。
4 汎用機器			
糖度計	1時間につき	50円	
電子天秤 ^{てんびん}	1時間につき	50円	
乾燥器	1時間につき	50円	
pH計	1時間につき	50円	
」			

別表第2の7の項第2号中

「		
3 引張試験、抗折試験、圧縮試験又は曲げ試験	1試料1試験につき	2,050円
」		
を		
「		
3 残留応力試験	1件1時間までごとに	4,870円
」		
に、		
「		
5 残留応力試験	1件1時間までごとに	4,870円
」		

を

「

	5 引張試験、圧縮試験、曲げ試験	1 試料 1 試験につき	2,060円
	6 引張試験（伸び計を使用）	1 試料 1 試験につき	3,090円

に改め、同表の9の項第3号中「瓦の引上げ加力」を「瓦の繰り返し又は単調引上げ」に改め、同表の11の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 酢酸菌の調製		1 種類につき	5,760円
------------	--	---------	--------

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

島根県告示第256号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づく通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路の指定を次のとおり解除するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第5条1項の規定により告示する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 路線名及び区間

道路の種類	路 線 名	区 間
県道	美保関八束松江線	松江市大海崎町501番1地先から同市美保関町下字部尾568番2地先まで

2 指定解除期日

令和5年4月1日